



国民年金の任意加入のお知らせ

問 佐賀年金事務所

市民生活課 保険年金係

☎ 31-4191
☎ 75-2159



60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がなかったため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで、年金額の増額を希望するときは、60歳以降も国民年金に任意加入することができます。

■対象者

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ請求をしていない人
- ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の人
- ④ 厚生年金、共済組合に加入していない人

※65歳になるまで任意加入しても年金受給資格を満たせない場合は、70歳になるまで任意加入することができません
※60歳の誕生日の前日から受け付けますが、申

し出のあった月からの加入となるため、さかのぼって加入することはできません

■保険料額

国民年金の保険料は、月額16,590円(令和4年度)です。
※原則、口座振替となります

■手続きに必要なもの

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳などの基礎年金番号を明らかにすることができ書類
- ・預(貯)金通帳と金融機関への届出印
- ・戸籍謄本(65歳以降も任意加入する人)



⑧お知らせ

窓口負担割合の見直しに関するお知らせ

申・問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格賦課係 ☎64-8476
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



後期高齢者医療制度の被保険者で、一定以上の所得がある人は、10月1日(土)から医療費の窓口負担割合が「2割」になります。

①新しい保険証を発送します

見直しに伴い、被保険者全員に対し、新しい保険証を9月中旬に簡易書留で送付します。保険証を受け取ったら、記載事項に誤りがないか確認してください。また、有効期限が過ぎた保険証は、市民生活課保険年金係へ返却するか、裁断などをして確実に廃棄してください。

※お持ちの限度額適用認定証は引き続き使用できます

	発送時期	保険証の色	有効期限
1回目	7月 発送済	紫色	令和4年 9月30日(金)
2回目	9月中旬	新しい 橙色	令和5年 7月31日(月)



②高額療養費の受取口座を事前に登録してください

2割負担になる人の急激な自己負担額の増加を抑えるため、1か月の外来医療の負担増加を3,000円までとし、3,000円を超えて支払った分は高額療養費として支給します(10月1日からの3年間)。

高額療養費を振り込む口座の登録が済んでいない人には、9月下旬に申請書を送付します。事前に登録することで、円滑に支給を受けることができますので、期限内にご提出ください。

■例：1か月の外来医療費全体が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
高額療養費 (③-④)	2,000円